

副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会

《第8回議事録》

■日 時：令和8年9月9日（水） 11：30 ～ 12：20

■場 所：大阪市役所 屋上階（P1）会議室

■出席者：杉江友介会長、置田浩之委員、河崎大樹委員、紀田馨委員、徳村さとり委員、  
（名簿順）西野弘一委員、吉村洋文委員、梅園周委員、高山美佳委員、たけち博幸委員、  
東貴之委員、藤田あきら委員、横山英幸委員

（杉江会長）

それでは定刻となりましたので、第8回副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会を開催いたします。まず、定足数の確認ですが、協議会規約第6条第3項の会議の定足数を満たす委員にご出席いただいておりますので、会議が成立していますことをご報告いたします。

この協議会はインターネット配信を行っておりますので、委員のご発言については挙手していただき、会長の私が指名をしてから、マイクを通してご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は、前回から引き続き、「広域と基礎の事務分担」について協議をしたいと思います。それでは、本日協議する事務分担案について、維新に資料をまとめていただいておりますので、資料1について、たけち委員及び藤田委員からご説明をお願いいたします。たけち委員。

（たけち委員）

それでは私の方から、改めまして、維新案として取りまとめました資料の内容要点についてご説明をさせていただきます。3ページ以降、12ページまでは、これまでの協議を踏まえまして、協議済みとして分担が確定したものを記載しておるところでございます。まずは今回協議済みとして、仕分けが新たに確定したもののについて、ご説明をさせていただけたらと思います。

4ページをご覧ください。「まちづくり・都市基盤整備」事務事業でございます。

4ページの下段の2項目にあります「公営住宅等」につきまして、市営住宅の建替えの余剰地自体が地域のまちづくりに資するといった観点であったりとか、あるいは既に府から市に移管されているものだというようなところで、基礎という形で分類をしておるところでございます。

最後の下段のところですが、「団体監理事務等【大阪メトロ】」と書いているところでございますが、こちらにつきましては、広域の交通政策とは切り分けて、元となる市営交通の資産は市域の住民の負担で形成されたもの、また地域の交通需要であったりとか、ある

いは課題解決に取り組むことが求められると、そういった観点から基礎という形で分類をさせていただいているところでございます。

次に5ページをご覧ください。「産業」分野の事務事業になります。5ページも一番最下段のところなんですけれども、「特区（国家戦略特区、国際戦略総合特区、構造改革特区）」と記載されているところでございます。こちらにつきまして、広域と分類させていただいております。現在、指定を受けて府市で進めている特区については、とりわけ万博レガシーの社会実装など広域的な経済成長機能を果たすためのものについては広域で一元化していくと。当然、特区とはいっても地域課題解決型のものもございまして、必要に応じて広域と基礎ということで調整して詳細の分担を決めることとさせていただいております。

次に、6ページから9ページでございしますが、これは前回提示した内容と同じ内容でございますので、説明については省略をさせていただきます。

10ページにいきます。10ページの一番下の段から二つ目の項目になります。「難病等医療費助成（指定難病）」のところなんですけれども、こちらについては広域という形で分類をさせていただいております。前回協議を行うものと分類されておりましたが、こちらについては政令市権限ということでございまして、広域に分類をしているところでございます。

11ページについては上から三つ目です。「私立幼稚園の設置認可」でございまして。こちらについても前回協議を行うものという形で分類されておりましたが、私学行政そのものが都道府県権限ということもございまして、この事務が分離してしまわないようにということで広域という形で分類をさせていただいているところでございます。

次に12ページでございまして。「住民サービス」になります。

こちら一番下の「システム管理（住基台帳、税務事務等の住民情報系基幹システム）」です。様々議論がございましたがシステム管理についてでございますが、ニア・イズ・ベターの実現のためには、業務の実施主体とシステムの管理主体は同一であるべきといった考え、また基幹的なシステムについてはDXの土台であると、今後、DXの継続もしっかり見越していった上で、業務とシステムの一体的な管理が必須といった観点から、今回基礎に分類をさせていただいているところでございます。

次のページから、前回の法定協議会から引き続き協議を行うものとして、整理された「まちづくり」等の項目についてご説明をさせていただきます。

資料14ページをご覧ください。まず、「まちづくり」のところでございます。

まちづくりに関する基本的な方針をここに列挙させていただいております。都市計画・まちづくりにおける役割分担については、東京都と同様の考え方に基づいて、広域的な視点が必要な拠点は広域自治体（大阪府）が、身近な地域まちづくりは基礎自治体（特別区）が担うこととするといった点から三つの方針を確立させていただいております。

まず、「拠点まちづくり（広域的観点から広域自治体が担う役割）」でございまして。大阪の成長と発展をけん引する広域的な拠点まちづくりについては、大阪府が主体的な役割を担い、特別区との協議・連携のもと、一体的かつ戦略的に推進する。なお、対象となる拠点ま

ちづくりエリアは、固定的なものではなく特別区との協議を踏まえて大阪府知事が定める。

そして2点目、「地域まちづくり（地域に密着した特別区が担う役割）」でございます。

地域に密着した身近なまちづくりについては、特別区が主体的な役割を担い、大阪府との協議・連携のもと、事業の円滑な推進に向け、協力・連携していく。

そして三つ目、「大阪府と特別区が参画する協議体の設置」でございます。まちづくりにおいて広域都市計画との整合性と、そして地域特性の発揮を高度に両立させていくために、大阪府と特別区は相互の対話を基本とし、あらかじめ設置する新たな協議の場（協議体）を通じて円滑な合意形成を図りながらまちづくりを進める。この三つの方針のもと仕分けをさせていただいております。

15 ページから 17 ページは、それぞれこのまちづくりに関する事務の分担表になりますが先ほどの基本方針のもと分担しておりまして、前回提出させていただいたものから変更はございませんので、説明は省略をさせていただきたいと思います。

最後 18 ページでございます。まずは市立駐車場の管理運営についてでございます。こちらについても、前回の法定協議会で府・市担当部局から様々ご意見がありました。考え方もありました。今回の分担案は広域とさせていただいているところでございます。その考えとしましては、右の欄に記載はさせていただいているとおりでございます。特別区間の収支格差、そしてさらには技術職員の確保にやっぱり懸念があるといったところから、また区内に限らず区域内外から利用者も多数おられること、さらには前回意見も出てきましたが有事の際のシェルター等の有効活用の可能性もあるといったところから、広域へと仕分けをさせていただいているところでございます。

最後の「小中学校教員の任免、研修」についてでございますが、法律上、原則広域となりますが特別区に特色ある教育行政を展開することが重要でありまして、教職員の人事任免、研修であったり給与制度決定、定数決定まで特別区で一体的に担えるよう国に法改正を求めることとしております。

以上、簡単ですが資料の説明になります。よろしくお願いいたします。

（杉江会長）

藤田委員。

（藤田委員）

では私の方から、先ほどの教職員の「小中学校教員の任免、研修」について、もう少し解説と詳しい議論を言いたいと思います。まずこの間、4日に法定協議会が終わってから、団内でも相当市議団、府議団で議論を重ねてまいりました。今回は先ほどたけち委員の方からご紹介があったように、一旦広域ということで整理をされております。その議論経過について、インターネットをご覧になっている皆さんもいらっしゃると思いますので改めてこの場でやりたいと思うんですけども、大きく懸念点が二つありました。

まず一つが、特別区が設置されますと、区教育委員会という形で特別区教育委員会が設置されることになりますが、そこで特別区の教育長のもと、特別区教育ビジョンなり、学校運営方針なりが策定されまして、我が区はこういう教育で魅力を出して行って住民サービスを膨らませていこうといったときに、その方向性で教員をしっかりと育成していく中で、人事異動ということで府域でまたその人材が入れ繰りしてしまうということになれば、その教育方針が各区に定着しないのではないかという懸念点がございました。

これについて、教育委員会も含めて議論を行ったところ、私たちが大阪府教育委員会から聞いている話としては、原則採用は府域全体で行うけれども、その採用後の人事異動については、原則本人から強い希望があった場合を除いて当該自治体内で人事異動を行うというふうに確認が取れておりますので、これは改めて間違いないか副首都推進局に確認をいたします。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：芦原副首都推進局理事)

事務局理事の芦原でございます。今、藤田委員にご確認いただいたと同様のことを我々も確認をしております。採用された教職員につきましては、原則配属された自治体内での人事異動を基本しているということでございます。その上で、教職員が他自治体への移動を希望する場合は、本人の希望に基づき調整を行って対応しているということでございます。以上でございます。

(杉江会長)

藤田委員。

(藤田委員)

ありがとうございます。ということで、特別区に最初に配属されたら、基本的にはその教員はその特別区内で育成をしていて、長く勤務していただけるということなので、一つ懸念点は解消されたのかなと考えております。

そしてもう一点、今、大阪市でも令和11年度の開校に向けて、国際バカロレアカリキュラムに準拠した小中学校をつくろうとか、特色ある教育を出そうと思って頑張っておりますけれども、仮に特別区の区長が魅力施策としてそういうことをやりたいと考えたときに、それに親和性の高い教員とかをしっかりと人事配置できるのかと。ここで人事権が大阪府にあるために、そういった人事差配ができないということであれば少し課題があるんじゃないかということで、ここも議論を重ねましたが、この点も大阪府教育委員会からは、基本的には基礎自治体が人事内申を出して、その人事内申に沿う形で人事異動を決定していると

いうふうに確認をしておりますが、事務局も同じ認識で間違いないでしょうか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：芦原副首都推進局理事)

お見込みのとおりと確認しております。

(杉江会長)

藤田委員。

(藤田委員)

ありがとうございます。かなり突っ込んだ議論の最後の出口のところだけご紹介したので淡白になってしまいましたけれども、そういうことを確認しつつ、東京都の方では、東京都に採用された教員は多摩地区も含めて23区内も含めて3か所を広域で回るといようなルール付けになっておりまして、いろいろな地域を経験してもらおうという思想なんでしょうけれども、大阪の場合はそうではなくて、しっかり地元のことを理解した教員をしっかりと地元の区教育委員会の下で育成していけるということがある程度確認が取れましたので、一旦人事の採用という面で報酬体系とか福利厚生とか、このお金の方が府についていますので、これは一体的に運用するということでしたとしますが、法改正を求めていくことを前提に、今回は広域ということに整理させていただきましたのでご報告いたします。以上です。

(杉江会長)

ありがとうございます。そうしたら順番に行こうと思ったんですけど、今ありました「小中学校の教員の任免、研修」について、先に協議をしていきたいと思うんですけども、今、たけち委員、藤田委員からご発言ありましたけども、ほか委員の方からこの先生の任免、研修についてご発言、ご意見ありましたら。高山委員お願いします。

(高山委員)

特別専科教諭に関して、そこだけ意見申し添えておきたいなっています。

これは、年度途中の欠員になった先生に対応するような、今大阪市にある仕組みでありまして、これ前回の協定書作成時にはなかった仕組みでもあります。大阪市の現在の課題への対応としては必要とされている仕組みでもあるので、特別区を設置に移行したとしても、必要に応じてこちらの方にもしっかりと確保できるように財源の確保の観点であったりして、今後の特別区の財源の議論の中でもご留意いただきたい点だなと思いますので、申し添えさせていただきます。

(杉江会長)

ご意見ということでよろしいですか。ほか、何かこの件に関してご意見、ご発言よろしいですか。そうしましたら、この「小中学校教員の任免、研修」については、維新案のとおり広域ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(杉江会長)

そうしたら、この「小中学校教員の任免、研修」については広域という分類にさせていただきます。

次に、最初にあった「まちづくり」についてなんですけれども、こちらについてご意見、ご発言がございましたらお願いいたします。何かございますでしょうか。紀田委員。

(紀田委員)

維新提出資料の14ページを見ていただきたいんです。で、ここで書かれていることってというのがこの通りなんですけども、この内容について一点だけ確認しておいた方がいいかなと思うことがあるんです。

ここで入っている最後のダイヤ(◆)のところ、「大阪府と特別区が参画する協議体の設置」です。これ協議を行っていく、協議の場を作るっていうところなんですけど、拠点まちづくりの全部が国家戦略特区でいうところの会議をやるわけではないんです。民間事業者がそもそも望まない場合もありますし、国際競争力強化という観点から必ずしも満たせないような再開発もあるわけなんです。ついでに言うと、それでも十分まちづくりできる場合もたくさんあるので、国家戦略特区だけが協議の対象とすると、ずいぶん漏れてくることも出てくると思います。

前回、市長が発言された拠点まちづくりは大阪府がやっていくよ、ていうところをしっかりと担保するためには、ここでいう協議の対象は、この大阪府が特別区との協議・連携をもとに決めた拠点において、まちづくりを進めていく上での全ての案件が対象になるという理解でいいか、横山委員に確認したいと思います。

(杉江会長)

横山委員。

(横山委員)

確かにちょっと事務的なところも関わるとは思うんですが、東京都でも私が申し上げた拠点外の3ha以下のところは基本特別区に振られているものの、東京都知事との協議というのはいずれにせよ必要になるので、同じモデルで行く場合は3ha以下以内に関わらず、

広域の知事との協議というのは必要になると思いますから、これは早い段階で協議するという意味で協議会を設置して、広域自治体と特別区でビジョンをすり合わせながらまちづくりをするというのは必要だと思いますので、そのご理解で結構かと思います。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

分かりました。

あと、この協議する上でもう一個逆側からも重要なんですが、もし用途が変わるようなところがあるんだったら、特別区主導でまちづくりをするときに、大阪府はしっかりとそれに対して応えないといけないと思うんです。ですので、これ大阪府側も協議を通じてしっかり特別区の要望、考えが実現できるように最大限寄り添っていくというのが大事だと思います。この点を申し添えておきたいと思います。私からは以上です。

(杉江会長)

ありがとうございます。ほか、このまちづくりに関してご意見、ご発言よろしいですか。

そうしたら、「まちづくり」については、事務分担の運用面でも東京都に合わせていくこととして、今記載の維新案のとおりで進めるということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(杉江会長)

そうしたら、「まちづくり」については維新案のとおりとさせていただきます。

続きまして、「市立駐車場の管理運営」について協議をしたいと思います。この件に関して、委員の皆さんからご意見や、ご発言ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

そうしたら、「市立駐車場の管理運営」については、維新案のとおり広域ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(杉江会長)

そうしたら、この件に関しては広域ということにさせていただきます。

続きまして、8月26日に開催をしました第6回法定協議会におきまして、事務局に作成をお願いした広域と基礎の事務一覧や協議状況を踏まえた再シミュレーションなどについ

て事務局から説明をお願いいたします。事務局お願いします。

(事務局：西島副首都推進局長)

副首都推進局長西島でございます。お手元の資料2、3、4につきまして、一括してご説明を申し上げます。

まず、お手元の資料2-1をご覧ください。「広域と基礎の事務分担について」、事務局の方で取りまとめたものをご説明させていただきます。

おめくりいただきまして、1ページ、この資料につきましては、現時点の協議の到達点としてご説明をさせていただきたいということでございます。

2ページ、「1 基本的な考え方」というところで、3ページですけれども、広域自治体、基礎自治体で担うべき事務の考え方ということで、第4回法定協議会の資料と同じでございますし、先ほどご審議、ご協議いただきました資料1の維新案の方でも考え方として出されていたところと同じということになってございますので、これ以上の説明は省略をさせていただきます。

その考え方にに基づきまして、4ページ、5ページなんですけれども、副首都をめざすにあたり、日本で唯一、制度として広域行政が一元化されている東京都における事務分担をベースに、そのうえで、事務の分野により、以下の考え方を基本に事務を配分するということで、「副首都機能関連」というものと、「住民サービス関連」というもので、大まかに分野としてどちらに寄せていくかというのを整理させていただいております。

このような整理を行うというのは、まず5ページをちょっと先にご覧いただきたいと思いますと思うんですけれども、この法定協議会におきまして、事務として東京都ベースという考え方で議論を始めさせていただきました。その時のスタートの考え方が、この表でいきますと、東京都のみが行うものは広域で、特別区のみが行うものは特別区でというところと、あと東京都と23区両方が担う事務につきまして、一旦議論のスタートとしては広域として設定をさせていただいて、協議を始めさせていただきました。この間、様々この法定協議会の場で、ニア・イズ・ベターという観点からご意見がございまして、そういう意味で東京都と23区両方がやっている事務について、ある程度、広域の方でやるものと、特別区でやるべきものというのが、大まかに協議の中で色分けをされてきたのかなと思ってございまして、それを整理させていただいたのが4ページということで、今回考え方として整理させていただいたものでございます。

続きまして、6ページ以下が「2 事務分担案」というところで、今の大きな分野の考え方に基づきまして、大阪府・大阪市で実施している事務の仕分け結果をしたところ、大まかな数としては、7ページのとおりとなっております。

大阪府の事務が1,534事務、大阪市の事務が4,120事務というところで、特に大阪市の局・室で行っております3,000事務につきまして、先ほどの考え方に基づきまして広域（大阪府）と基礎の事務に振り分けたところ、大阪府の事務としては2,050事務、特別区の事務

としては3,405事務で、この中には下に書いていますとおり、終了する事務ですとか、本日のご協議をいただいたような事務につきましては除いて、ということでございますけれども、このように振り分けをさせていただいたというところでございます。

8ページ以降は、この間、協議済みとなった事務につきまして、事務的に考え方を整理させていただいているところでございます。また、そちらの方に詳しくはご覧いただければと思っております。

それから、お手元の資料2-2、一部抜粋で、お配りをさせていただいています「広域と基礎の事務分担について（資料編）」というものでございます。この資料の全編は、委員の皆様にはタブレットで別途格納しておりますほか、ホームページからもご覧いただけるようになってございます。本資料につきましては、先ほどの資料2-1、基本的な考え方に沿ってまちづくりや都市基盤整備などの分野ごとに事務分担を一覧にまとめたものでございます。

おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

掲載している事務につきましては、令和8年度に実施しております大阪市の局室の3,039事務と、大阪府の7事務の計3,046事務となっております。これらにつきまして、事務の名称や法令上の権限、東京都の状況などを整理いたしますとともに、協議中の167事務を除き、広域または特別区の事務分担案をお示ししてございます。

2ページ以降は例示として、まちづくり分野をお示しさせていただいておりますが、非常に細かいものがざっと並んでいる資料となっております。以上が資料2の説明となっております。

続きまして、お手元の資料3「事務分担の協議を踏まえたシミュレーション」につきましてご説明をいたします。

前々回、第6回法定協議会における事務分担で保健所が基礎というところになったところで、第3回法定協議会でお示しをさせていただきました、区数の4区のときのシミュレーションにおいて、どのような結果になるのかというのを改めて算出したものでございます。

この結果としましては、1ページに書かせていただいておりますとおり、シミュレーションは以下の工程で行っておりまして、第3回法定協議会の4区案をベースに、これまでの法定協議会で協議済みとされた事務分担の内容を職員数に反映したものとなっております。2ページにその違いを表にしております。

第3回法定協議会の最初に出させていただいたときは、児童相談所を広域という形でやっておりました。それ以外、保健所、火葬場、墓地、介護保険事業は基礎というところで、第4回法定協議会で少し基礎を広域に振ったりはしているんですが、今回やらせていただいているのが一番右側ということになっていまして、この4つの事務については全て基礎という前提で、総務省の定員管理調査の小部門単位で調整可能な項目ということで改めて計算をしてみたものでございます。

3ページにその結果が出ておりまして、最初の第3回の法定協議会でお示しを

ました、職員数推計の A というのが回帰分析で職員数を割り出したもので、職員数推計 B というのが類似団体を比較して職員数を割り出したものとなってございます。それをそれぞれ第 3 回法定協議会のシミュレーションの結果と比較したものが 3 ページとなってございます。

いずれにしても、全体収支が第 3 回法定協議会と比べて減りはするものの、プラスで維持されている状況となっているということをご報告させていただきたいと思います。資料 3 が以上でございます。

続きまして、資料 4。前々回のときに地域自治区につきまして、その権限ですとか、どのような役割を果たしていくのかというところについて説明をというご指示をいただいておりますので、この資料でご説明をさせていただきます。

まず、地域自治区につきましては、市町村内の区域を単位として、一定の行政を処理するための組織（事務所）を備える、法人格を持たない行政区画の一種とされてございます。この地域自治区につきましては、市町村長の権限に属する事務を分掌し、条例で設置するとなつてございまして、地域自治法の定めによりまして、特別区についても地域自治区に関する規定が適用されるということになってございます。で、地域自治区には必ず協議会を置くとなつてございまして、これはまた後ほどご説明をさせていただきます。

その下、地域自治区の事務所につきましてはその位置、名称、所管区域を条例で規定することとされてございます。また、その事務所の長につきましては、市町村長の補助機関である職員をもって充てることとされてございます。

地域自治区の事務につきましては、市町村長の権限に属する事務全般ということになってございまして、逐条解説の事例をそちらの方に例として挙げさせていただいておりますけれども、地域福祉、環境、道路、それから防災関係などの事務が例示として挙がっております。ちなみに、前回の協定書における制度の概要といたしましては、地域自治区を現在の地域コミュニティ単位である 24 区単位で設置をする。それから、名称は「〇〇地域自治区」、事務所の名称は「〇〇区役所」とする。それから、その事務所では現在の 24 区役所において提供する窓口サービスを継続して実施するということとされてございました。

続きまして、2 ページの地域協議会につきまして、制度の概要をご説明させていただきます。

地域自治区には、先ほども申し上げましたとおり、必ず地域協議会を置くということになってございまして、その委員は地域自治区域内の住民から市町村長が選任をする、任期は 4 年以内で条例で規定することとされてございます。

その地域協議会の権限でございますが、市町村長等から諮問された事項や、地域協議会が必要と認める事項について審議し、意見を述べること。それから、市町村長は条例で定める重要事項で、地域自治区の区域に係るものを決定・変更する場合は、あらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならないとされてございます。重要事項の例としましては、その基本構想ですとか、基本計画などがございます。それを踏まえまして、市町村長等は地域協議会

の意見を勘案し、必要があると認めるときは必要な措置を講じなければならないとされているものでございます。

同じく前回協定書におきましては、地域協議会について、現在の区政会議を参考に検討するということとされておりまして、構成としましては、地域自治区の住民のうち、地域団体から推薦された委員、公募委員、学識経験者等で10人以上50人以下、任期は2年。重要事項として、具体的な事項を検討の上、各特別区の条例により定めることとされてございます。

続きまして、3ページを参考に、前回の協定書において、地域自治区の事務所で実施する事務がどのように整理をされておったかということにつきまして、参考に掲載をさせていただいてございます。説明は以上でございます。

(杉江会長)

ご説明ありがとうございました。資料2から資料3、資料4とご説明いただきましたので、委員の皆さんからご質問、ご意見あればということなんですけど、順番にいきましょうか。

まず、この資料2-1、2-2の関係でご意見、ご質問等あればご発言いただけたらと思うんですけども、東委員お願いします。

(東委員)

前回、この資料編ということでもっと分厚いのをいただいていた。中身も拝見したんですけども、法定協議会の議論とかみ合わないような仕分けも見受けられたんですけども、それは今回の議論をもって一致させていただけるということで、まずよろしいですか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：西島副首都推進局長)

副首都推進局長でございます。すみません、非常に多数ありまして、もしかしたら今、東委員ご指摘のようなものがあれば、しっかりとこれまでの間の協議を踏まえたものとさせていただきたいと考えてございます。

(杉江会長)

ほか、資料2-1、2-2の関係でご確認、ご質問等ありましたらお願いいたします。大丈夫でしょうか。そうしたら、資料3の関係、シミュレーションの関係ですけども、こちらについてご確認、ご質問あればいかがでしょうか。置田委員お願いします。

(置田委員)

このシミュレーションですけど、今日でだいたい事務分担がもう固まりましたので、それ

に基づいて詳細なシミュレーションされると思うんですけど、確認でお聞きします。ベースは令和6年度大阪市の決算の数字なんですけど、令和7年度決算というのがもうだいぶ見えてきている状況かと思うんですけど、そうすると令和7年度決算をベースに数字をもう一度作り直すようなイメージを持っていたらいいんでしょうか。その辺をちょっと教えていただきたいんですけど。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：芦原副首都推進局理事)

理事の芦原でございます。今回、令和6年度でサンプルとしてお示しをさせていただいております。これから財政調整であるとか、詳細な制度の方を具体的にご協議いただいて、それに基づく具体的なシミュレーションを示させていただく予定で考えておりますので、そうようにご理解いただければと思います。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：西島副首都推進局長)

補足させていただきます。このシミュレーションは、もともと区数をどういう区数にしましょうかという中で、そのときが令和6年度の数字でしたので、今後、今日ご協議いただきまして、事務分担、個別にしっかり決まりましたので、それに応じて最新の財政のデータも含めて使いながら、どちらかというと、次は具体的な財政調整がどうなるかですとか、財政シミュレーションがどうなっていくのかということ、事務局の方で資料として取りまとめていきたいと考えてございます。

(杉江会長)

置田委員。

(置田委員)

だから今回は割と粗いやつなんですけど、詳細なのが出てくるということなんですけど、大阪市も特に過去最高税収がまた更新されてということで、数字もちょっと変わってきているので、やっぱり直近の一番新しい数字に基づくのが一番正確というか精緻というか、なのかなと思っているので、令和7年度の決算の数字ベースにシミュレーションしていただいたらいいんじゃないかなと思いますので、それを実際のところどうするかはお任せしますけれども、意見としてはお伝えしておきたいと思います。

(杉江会長)

ありがとうございます。ご意見としていただこうと思います。

ほか何か、資料3に関してはご確認、ご発言よろしいでしょうか。

そうしたら資料4について何か、地域自治区・地域協議会についてご確認、紀田委員お願いします。

(紀田委員)

この地域自治区かなり重要だと思っています。前回のよう、この区役所が担ってきた役割というのはぜひ担ってほしいと思うんですが、ここでいう名称が、区役所は例えば城東区役所とか西区役所とか都島区役所になるんですけど、地域自治区の名称は、地域自治区の、『地域自治』の4文字を冠さないといけないというのは、これは法令上の要請なんですか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：山野副首都推進局理事)

理事の山野でございます。地域自治区に関しましては、先ほど説明をさせていただきましたように、名称は条例で規定というふうに法では定まっておりますけれども、逐条解説等を拝見する限り、例えばどういう名称でなければならないというふうなところは見当たりません。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

わかりました。役所と一緒に地域自治を冠さなくてもいいんじゃないかなと個人的には考えています。もう一つだけ、住所表記に地域自治区の名称を反映させることっていうのは、これは可能なんでしょうか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：山野副首都推進局理事)

理事の山野でございます。以前のこの法定協議会の場合でも、地名についてはご説明させていただきましたけれども、前回の住民投票のときの協定書におきましては、住所表記としま

しては、例えば、中央区の安土町であれば、「中央安土町」というふうな形にするというふうになってございました。ですので、例えば、また「中央区安土町」にするとすると、これまでと変わらなくややこしくなってしまうかと思いますので、前回はそういうふうな整理になっておるというところでございます。

(杉江会長)

紀田委員よろしいですか。藤田委員。

(藤田委員)

この資料私も非常に大事だと思っていまして、要望させていただきまして、資料を整えていただいております。

今、紀田委員からありましたように、地域自治区という名称が、地域の方に全く馴染みがないので、やっぱり地元で話していても自治会と混同されるというところがありまして、資料4の3ページの具体的な事務ですよね。保育所の入所手続きとか、ひとり親家庭の支援、生活保護の相談、障がい者窓口、それから国民健康保険料、健診予防接種、就学事務、窓口サービス、証明書発行とか、災害時の事務所みたいなことが全て担える、いわゆる今の区役所とほぼ変わらない機能ですよということが、なかなかお伝えするのが難しいなと思っていまして、地域自治区という名称がそのまま、例えばうちでしたら港区という名称で行けるんだったら、港区がそのまま事務的には残るのねということで、浸透しやすいかなと思いますので、この名称をいつどこで使うんだというのはもちろん議論あるんですけども、地域自治区という名称はもうちょっと工夫できるんだったら工夫したいなと思っております。

ただ、今日確認したかったこういう基本的な今の区役所が担っている事務を全て担いますよということ、行政的にもしっかり身分のある行政区画の一種ですよってということが確認できましたので、それだけでも非常に意義があったかなと思います。ありがとうございます。

(杉江会長)

ほか、いかがでしょうか。東委員。

(東委員)

今日拝見したので追加でご説明いただきたいのが、1ページ目の地域自治区に対して設置する必置の地域協議会の件で、参考で地域自治区設置状況で一般制度の11団体、合併特別4団体、ここをもう少しちょっと詳しく聞きたいんですけども。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：長村副首都推進局担当部長)

担当部長の長村です。今、委員のご案内のありました、一般制度で11団体、合併特例で4団体、一般制度の11団体というのはいわゆる地方自治法に基づく地域自治区として設置されているものということで11団体。団体のご紹介をしますと、新潟県の上越市ですとか、長野県の飯田市ですとか。愛知県の豊田市、そういったところで設置がされています。

また、合併特例関係の4団体というのは、いわゆる市町村の合併に伴って、元のいわゆる市町村のエリアを例えば地域自治区として残していくという形で、令和8年4月1日時点に残っている団体が4団体というところで、北海道の伊達市ですとか、兵庫県の多可町とか、そういったようなところがありまして合計で4団体という、そういったことでございます。

(杉江会長)

東委員。

(東委員)

ということは、その地域自治区が残っている状況の説明で、地域協議会の必置の話とはまた違うという考えでいいわけですか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：長村副首都推進局担当部長)

担当部長の長村です。そのとおりでございます。地域自治区の設置状況ということでの説明でございます。

(杉江会長)

ほか何かこの件に関してご確認、発言ございますでしょうか。そうしたら、今、資料2から4までについてご質問、ご確認いただきましたけれども、全体通してこの資料2から4に関しては何かほか大丈夫ですか。言い忘れた、言い漏れたとか。たけち委員。

(たけち委員)

ご説明ありがとうございました。先ほど東委員からもあったところで内容を重複するんですけど、私も資料2-2などばっと見させていただいておりまして、例えば、資料2-1で言いますと9ページですかね。9ページのまちづくりのところに分類されている「連続立体交差事業」などは、資料2-2で言いますと、かなり細かいところなんですけど、84ページとかも載ってはいるんですけども、基本的に広域という形で分類されているものの、一

部は広域、一部は基礎という形で、ちょっと残っている分だったりとかっていうところがあるので、そういったところもご協議いただきながらご調整いただけたらと思っております。

あと、公園のところなんですけども、これは資料１－１の３ページなんですけども、公園のところで広域公園という形で結構明確に記載されているんですね、鶴見緑地、大阪城の森ノ宮だったりとか、長居、天王寺というところで、これ以外で前もいろいろご意見が出てきたかと思うんですけど、うめきた公園だったりとか、夢洲記念公園どうされるのかといったところも含めて、今後また協議の調整が必要かなと思いますので、引き続き市の現在、所管している部局と協議を進めながら調整をいただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。シミュレーションにも関係してくると思うのでよろしくお願いいたします。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：芦原副首都推進局理事)

今ご指摘のとおり、詳細につきましては各カウンターパート同士でしっかり協議していきたいと思っておりますが、事実関係につきまして、若干、補足させていただきたいと思えます。

今、ご指摘にございました連続立体交差事業につきましては、福町十三線のお話と、南海高野線のことをご念頭に置かれているのかなというふうに拝察いたします。

福町十三線につきましては、連続立体交差事業ではなくて、阪神なんば線の淀川橋梁の改築事業と一体的に実施をしております、いわゆる単独立体交差事業ということでございまして、こちらの方は、道路の仕分けに沿って基礎とさせていただいているところでございます。その点ご理解いただければと思います。

本体であります阪神なんば線の淀川橋梁等工事自体につきましては、国の直轄河川事業ということでございますので、ご承知かと思えますけれども改めてご紹介いたします。

南海高野線につきましては、基礎とさせていただいているのは、現在、事業採択前の地域のまちづくりをしている状態でございまして、その段階としましては、基礎とさせていただいております。当然、連続立体交差事業につきましては、広域ということで仕分けをしておりますので、地域のまちづくりの環境が整って事業採択がされればその後は広域の方で実施をするという考えでございます。そういう整理でございますので、ご承知いただければと思います。

夢洲記念公園につきましては、今後、整備内容等が具体化をしていくものと考えております。具体的な整備とかあり方につきましては、今後、特別区設置準備期間中も含めまして、計画の進展に合わせて、府市間で協議をされるものと認識をしております。協定書におきます文言の取り扱い等につきましては、今後検討してまいりたいと思えます。以上でございます。

す。

(杉江会長)

ありがとうございます。ここでの協議事項をしっかり踏まえて、数が膨大なのでしっかり精査していただければと思いますのでよろしくお願いします。ほか、紀田委員。

(紀田委員)

本日の議論の内容というのは、将来の二つの自治体、特別区と広域自治体によって極めて重要なところがありましたので、法定協議会の結論である協定書に明文化していただきますようお願いしたいと思います。以上です。

(杉江会長)

ありがとうございます。ご意見いただいたので、今後進めていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

ほか何かご発言ございますでしょうか。大丈夫ですか。

そうしたら本日、広域と基礎の事務分担案が決まりましたので、事務局の方で国との事前協議の方を始めていただきたいと思いますけれども、委員の皆さんこういう形でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(杉江会長)

そうしたら、事務局の方で事前協議の方を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次回なんですけれども、本日決まった事務分担案を踏まえた財政調整や財産・債務について協議をしたいと思いますので、事務局で資料の作成をお願いいたします。

(事務局：西島副首都推進局長)

はい、承知いたしました。

(杉江会長)

あわせて委員の皆さんにも、8月7日に開催した第5回法定協議会において、各特別区の議員定数についてお示しいただきたいとお願いしておりましたので、次回、その案を提出いただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次回は9月18日の金曜日に開催することとし、開始時刻や会議場所については事務局で調整をお願いいたします。本日の議事は以上になりますけれども、何かご発言ござ

いますでしょうか。

特段ないようですので、本日の議事は以上でございます。これで本日の法定協議会を終了いたします。お疲れ様でした。